

ケアハウスにじの郷小松原重要事項説明書（三者契約）  
「地域密着型特定施設入居者生活介護」

社会福祉法人鹿児島虹の福社会  
ケアハウスにじの郷小松原

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島市指定 第4690100864号)

当施設は利用者に対して地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について	10
8. 苦情の受付について	10
9. 事故発生への対応について	11
10. 身体拘束適正化への対応について	11
11. 虐待防止への対応について	11
12. 衛生管理等への対応について	12
13. 業務継続計画への対応について	12
14. 福祉サービス第三者評価実施状況	12

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鹿児島虹の福祉会
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市中山町5028番地80
- (3) 電話番号 099-267-3977
- (4) 代表者氏名 理事長 水谷 吉伸
- (5) 設立年月日 平成10年7月9日
- (6) ホームページ <http://nizinosato.com>

## 2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 地域密着型特定施設入居者生活介護  
平成24年4月1日指定 鹿児島市 4690100864号
- (2) 施設の目的  
在宅で生活するためには何らかの支援を要する方が、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、機能訓練等を行なうことによりその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- (3) 施設の種類 ケアハウスにじの郷小松原
- (4) 施設の所在地 鹿児島県鹿児島市小松原1丁目15-19
- (5) 電話番号等 電話 099-210-5130 FAX 099-210-5223
- (6) 施設長(管理者)氏名 竹下 順造
- (7) 当施設の運営方針
  - ①入居者の入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者の要介護状態の進行を緩和、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に介護を行います。
  - ②利用者の人権と人格を大切にしながら、利用者に対して、親切・丁寧・公正を基本とし、サービス提供方法などわかりやすく説明します。
  - ③地域との交流を重視し、地域の行事や活動には、利用者と職員が積極的に参加します。また、施設内においても季節の行事や誕生祝いなど工夫した取り組みを行い、家庭的な生活の延長としての運営をすすめます。
  - ④利用者の日常の健康管理と安心・安全のサービスを重視し、鹿児島医療生活協同組合の協力医療機関との連携を密にし、緊急時などの迅速な対応を行います。
  - ⑤自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (8) 開設年月日 平成24年4月1日
- (9) 入所定員 29人

### 3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により決定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	29室	1階11室、2階18室
合計	29室	
共同生活室	3室	共同生活室兼食堂
機能訓練室	1室	
浴室	2室	個浴・リフト浴
一時介護室	1室	
トイレ	12ヶ所	1階3ヶ所、外来者用2ヶ所、2階6ヶ所、3階1ヶ所

※上記は、厚生省が定める基準により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：居室の空き状況や利用者の心身の状況、長期の入院により、利用者、契約者と協議の上居室を変更する場合があります。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して日常生活支援サービスを提供する職員として、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に則って以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者・生活相談員を兼ねる）	1名	1名
2. 介護職員	10名以上	10名
3. 看護職員	1名以上	
4. 計画作成担当者（介護職員を兼ねる）	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝：7：00～8：00 3名以上
	日中：8：00～17：00 5名以上
	夕方：17：00～19：00 3名以上
	夜間：19：00～7：00 2名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中：8：30～17：30 1名
3. 生活相談員	日中：8：30～17：30 1名

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

介護保険のサービスについては負担割合証に定める割合の額をお支払いいただき、残りについては介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①栄養管理、食事介助

- ・当施設では、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～19：00

##### ②入浴

- ・入浴は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により入所者の清潔保持を行います。なお、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により入浴もしくは清拭を行います。

##### ③排泄

- ・利用者の身体能力を最大限活用した排泄介助等の援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。
- ・定期的に健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存し、健康の保持及び疾病の予防に努めます。
- ・医療機関への受診は、必要に応じて家族に同行していただきます。

##### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## (2) 介護保険の対象外のサービス（契約書第4条参照）

各個人の利用に応じて実費負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供する場合

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪・美容

[理髪サービス] ご希望により手配いたします。利用料金は実費となります。

[美容サービス] ご希望により手配いたします。利用料金は実費となります。

#### ③貴重品の管理

貴重品につきましては、利用者様の責任において管理していただきます。

自己管理が出来ない利用者につきましては、入所者預り品等取り扱い規定により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

#### ④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は、材料費等の実費をいただきます。

#### ⑤複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき モノクロ複写 10円          カラー複写 50円

#### ⑥個別的な支援、買い物代行、外出介助等

利用者の希望による個別的な支援を行う場合、定められた費用をご負担いただきます。

## (3) サービス利用料金（1日あたり）（契約書第8条参照）

サービス提供に要する費用・生活費・管理費

軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用料として、法令で定められています。このうちサービス提供に要する費用は前年の収入などにより、利用者ごとに金額が異なります。

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）とサービスの提供に要する費用、生活費、管理費及び日常生活上必要となる諸費用実費をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆軽費老人ホームのサービス提供に要する費用、生活費については、鹿児島市長による利用料の変更、地域密着型特定施設介護サービス費については、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担を変更します。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月20日に指定の金融機関口座より自動引落としさせていただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	総合病院 鹿児島生協病院
所在地	鹿児島市谷山中央5丁目20-10
診療科	総合内科/救急科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、腎臓内科/人工透析内科、糖尿病内科/内分泌内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、健康診断

医療機関の名称	中山生協クリニック
所在地	鹿児島市山田町731
診療科	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科

医療機関の名称	生協往診クリニック
所在地	鹿児島市谷山中央5丁目14-19
診療科	内科、小児科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷山生協クリニック・歯科
所在地	鹿児島市谷山中央5丁目21-22

# 入居者利用料一覧表

(令和7年4月1日現在)

## 1. 入居保証金

150,000円 入居保証金は、退居時に原状回復・清算後、残金を返還いたします。

## 2. 基本費用

### (1) ケアハウス基本料

階層	年間収入 収入による階層区分	月額利用料						
		事務費	生活費	管理費	水道費	冬季加算 (11~3月)	費用合計 (4~10月)	費用合計 (11~3月)
		サービス提供 に要する費用	食費共用部分 の光熱費	居住費				
1	1,500,000円以下	10,000	46,940	23,000	2,000	2,160	81,940	84,100
2	1,500,001円~1,600,000円	13,000	46,940	23,000	2,000	2,160	84,940	87,100
3	1,600,001円~1,700,000円	16,000	46,940	23,000	2,000	2,160	87,940	90,100
4	1,700,001円~1,800,000円	19,000	46,940	23,000	2,000	2,160	90,940	93,100
5	1,800,001円~1,900,000円	22,000	46,940	23,000	2,000	2,160	93,940	96,100
6	1,900,001円~2,000,000円	25,000	46,940	23,000	2,000	2,160	96,940	99,100
7	2,000,001円~2,100,000円	30,000	46,940	23,000	2,000	2,160	101,940	104,100
8	2,100,001円~2,200,000円	35,000	46,940	23,000	2,000	2,160	106,940	109,100
9	2,200,001円~2,300,000円	40,000	46,940	23,000	2,000	2,160	111,940	114,100
10	2,300,001円~2,400,000円	45,000	46,940	23,000	2,000	2,160	116,940	119,100
11	2,400,001円~2,500,000円	50,000	46,940	23,000	2,000	2,160	121,940	124,100
12	2,500,001円以上	51,200	46,940	23,000	2,000	2,160	123,140	125,300

- 年間収入により利用料金が異なります。年間収入とは、前年の収入から社会保険料、医療費、租税等を引いた収入です。
- 冬季加算として、11月~3月まで暖房共有費が1ヶ月2,160円加算されます。
- 水道費として、一律1ヶ月2,000円加算されます。
- 事務費・生活費は市の基準により年度で変更になる場合があります。

### (2) 介護サービス利用料自己負担分：1割負担の方 ※月の日数が30日の場合の月額料金、単位：円

要介護度	介護費用	医療機関 連携加算	サービス提供 体制強化加算	夜間看護体 制加算	科学的介護推 進体制加算	生産性向上 推進体制加算	介護職員処遇 改善加算	合計
要介護1	16,380	100	540	270	40	10	2,220	19,560
要介護2	18,420	100	540	270	40	10	2,481	21,861
要介護3	20,550	100	540	270	40	10	2,753	24,263
要介護4	22,500	100	540	270	40	10	3,003	26,463
要介護5	24,600	100	540	270	40	10	3,272	28,832

### (3) 介護サービス利用料自己負担分：2割負担の方 ※月の日数が30日の場合の月額料金、単位：円

要介護度	介護費用	医療機関 連携 加算	サービス提供 体制強化加算	夜間看護体 制加算	科学的介護推 進体制加算	生産性向上 推進体制加算	介護職員処遇 改善加算	合計
要介護1	32,760	200	1,080	540	80	20	4,439	39,119
要介護2	36,840	200	1,080	540	80	20	4,961	43,721
要介護3	41,100	200	1,080	540	80	20	5,507	48,527
要介護4	45,000	200	1,080	540	80	20	6,006	52,926
要介護5	49,200	200	1,080	540	80	20	6,543	57,663

### (4) 介護サービス利用料自己負担分：3割負担の方 ※月の日数が30日の場合の月額料金、単位：円

要介護度	介護費用	医療機関 連携 加算	サービス提供 体制強化加算	夜間看護体 制 加算	科学的介護推 進体制加算	生産性向上 推進体制加算	介護職員処遇 改善加算	合計
要介護1	49,140	300	1,620	810	120	30	6,659	58,679
要介護2	55,260	300	1,620	810	120	30	7,442	65,582
要介護3	61,650	300	1,620	810	120	30	8,260	72,790
要介護4	67,500	300	1,620	810	120	30	9,009	79,389
要介護5	73,800	300	1,620	810	120	30	9,815	86,495

※介護サービス利用料金については現行での金額になります。介護報酬改定に伴い、料金の変更もあります。

## 3. その他の費用

- 自室の電気料金（居室に設置されている電気メーター検針にて使用量に応じていただきます。）
- ベッドマトリース料 1日あたり20円（消費税別途）  
※防災上、難燃のマットを施設側で用意いたしますが、リース代をいただきます。  
※寝具リース 1日あたり75円（消費税別途） 防水シート 1枚あたり75円（消費税別途）
- おむつ代、理美容費用、個人的な生活用品
- 病院を受診した場合の診療代や薬代等
- 通院介助（協力病院以外の場合）は、1時間あたり1,000円
- 個人的な外出支援は、1時間あたり1,000円
- 買い物代行は、1回あたり500円

## 4. 1ヶ月におけるサービス基本料金

介護保険自己負担分：1割負担の方 上記2の(1) + (2) + 3の合計金額になります。

介護保険自己負担分：2割負担の方 上記2の(1) + (3) + 3の合計金額になります。

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第 17 条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりケアハウスを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約書第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### （1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができません。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者又は家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい迷惑行為（サービス従業者や他の利用者等に対する暴言・暴力行為並びにセクシャルハラスメント行為・ストーカー行為等を含む）をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④利用者が連続して2ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者が介護保険施設、その他当該施設以外の施設に入所した場合
- ⑥伝染性疾患あるいは精神的疾患により、事業者及びその職員又は他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす場合。
- ⑦利用者に対して日常的に医療行為を要する場合など、施設において利用者に対する適切なサービスの提供が困難であると合理的に判断される場合。
- ⑧第8条及び第9条に定める利用料の減額の申告を不正に行った場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第21条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について

- (1) 医療情報、要介護状態等の利用者及び家族の個人情報を、サービス担当者会議及び他の施設へ入所や入院の際及び退所の際に、他の施設や居宅介護支援事業所に提供する事があります。
- (2) 利用者に関する情報を提供する場合には、予め利用者の同意を得ることとします。
- (3) 個人情報保護法に則し、個人情報の保護に係る規程を公表し、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

詳細は、17ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針」および18ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的」をご覧ください。

## 8. 苦情の受付について（契約書第28条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] 計画作成者 五反田佳岳
- 苦情解決責任者（管理者） [職名] 施設長 竹下 順造
- 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
- 連絡先 電話番号 099-210-5130 FAX 099-210-5223

なお、本事業所には、相談苦情の窓口として「第三者委員」がおります。

- 第三者委員 田中かすみ 連絡先 099-265-3528
- 加治屋忠一 連絡先 099-267-4365（南日本薬剤センター薬局）

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 電話番号 (099)216-1280 FAX (099)219-4559 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 7階 電話番号 (099)213-5122 FAX (099)213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター5階 電話番号 (099)286-2200 FAX (099)257-5707 受付時間 9:00～16:00

### 9. 事故発生時の対応について（契約書第 29 条参照）

利用者に対する地域密着型特定施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、事故に際して採った措置について記録します。

### 10. 身体拘束適正化の対応について（契約書第 31 条参照）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、利用者家族等に説明し、同意を得た上で次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 11. 虐待防止の対応について（契約書第 32 条参照）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者

に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置

#### 1 2. 衛生管理等の対応について（契約書第 30 条参照）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

食中毒及び感染症の発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催、研修を実施します。

#### 1 3. 業務継続計画の対応について（契約書第 33 条参照）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 4. 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者評価の実施については無し。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 1,358.38 m<sup>2</sup>

(3) 施設の周辺環境

交通の利便性に優れており、家族の方の訪問など大変便利な場所にあります。周辺には飲食店や大型商業施設、また、公園もあり利用者の自立した生活を促す住環境に適した場所となっています。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**……利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**……利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

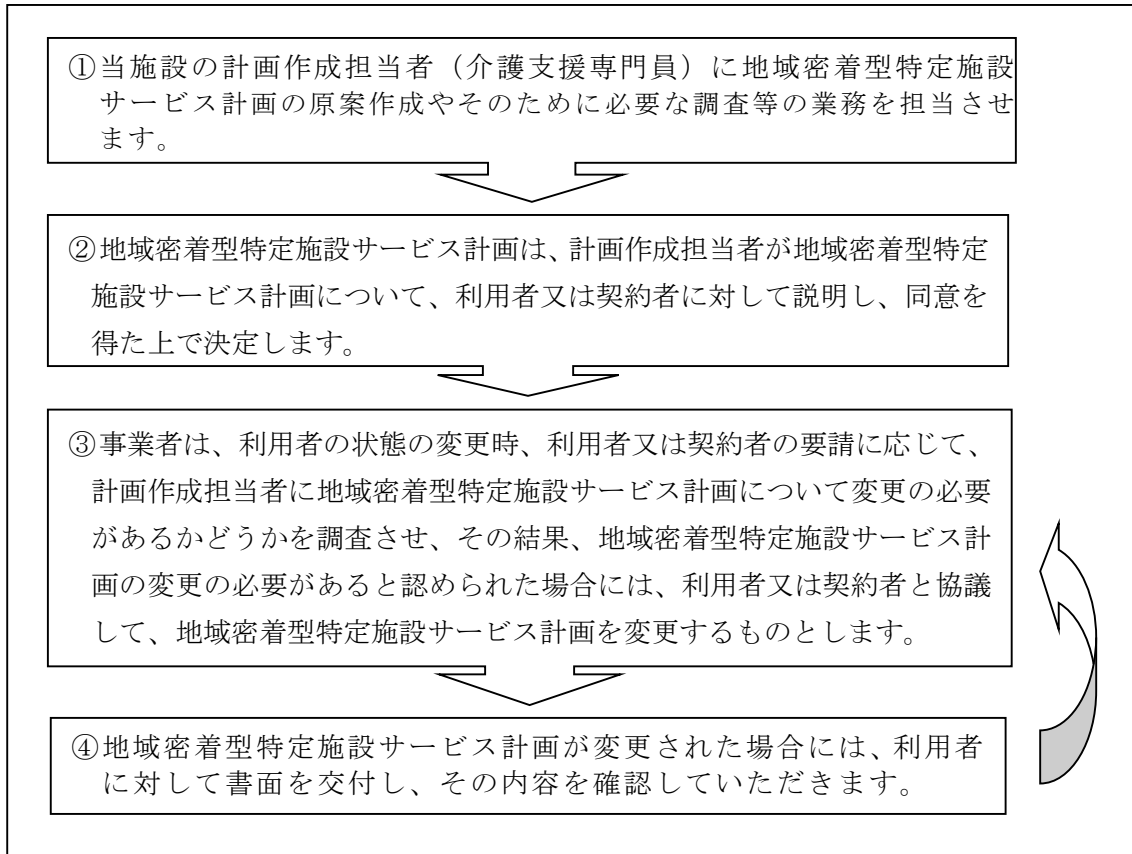
**看護職員**……主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**……利用者の機能訓練を担当します。

**計画作成担当者**……利用者に係る地域密着型特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「地域密着型特定施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。  
「地域密着型特定施設サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持込の制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、化粧品、介護用品、調度品、その他日用品類等

### (2) 面会

面会時間 9:00～17:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、なまもの類の持ち込みはご遠慮ください。

※緊急時、やむを得ない特別な事情がある場合はこの限りではありません。

### (3) 外出・外泊（契約書第11条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

### (4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。動物の飼育等はできません。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (5) 喫煙・飲酒

決められた場所での喫煙となります。喫煙・飲酒につきましては、職員へ声をかけていただくとともに、マナーを守っていただきます。

## 6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、損害賠償を当事業所の加入する損害賠償保険により行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 非常災害時の対策

### （1）非常時の対応

「ケアハウスにじの郷小松原消防計画」「火災・風水害・地震対策マニュアル」に則り対応を行います。

### （2）平常時の訓練等防災設備

「ケアハウスにじの郷小松原消防計画」に則り、年 2 回の総合消防訓練を利用者様にも参加して頂いて実施しております。

※施設内消火設備については以下のようになっております。

スプリンクラー 各居室及び施設内全域

自動火災報知器 各居室及び施設内全域

火災報知設備 5箇所

誘導灯 廊下部分

補助散水栓 あり

## 8. 個人情報の保護基本方針と利用目的について

### ＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、多くの利用者、職員の個人情報を保有し、よりよい介護・福祉活動をすすめるためにその情報を活用しています。

私たちは、個人情報の保護が個人の人権を守り、意思を尊重し、権利及び利益を擁護するものであることを自覚し、以下の通り「個人情報保護基本方針」を掲げ、その社会的責任を果たします。

1. 私たちは、個人情報保護に関する法律に基づく「個人情報保護規定」を作成して、法令やガイダンスの遵守に努めるとともに具体的な運営にあたって継続的な改善を図ります。
2. 私たちは、事業を運営するうえで最低限必要な範囲で、適正かつ公正な手段によって個人情報を収集・取得します。また、利用目的をあらかじめ明示し本人の同意を得たうえで個人情報を利用・保持します。
3. 私たちは、利用者と職員の個人データを正確かつ最新の内容にすることに努め、その漏えいや滅失、き損を防止する等の安全で正確な管理に努めます。
4. 私たちは、個人情報の処理委託にあたっては、個人情報が漏えいや滅失、き損しないように契約を結ぶとともに、利用者の介護をよりよいものにするために個人情報を第三者に提供することが求められる場合なども、その必要性を慎重に吟味して個人情報を保護するように努めます。
5. 私たちは、利用者及び職員の個人データの開示を本人より求められた場合には遅滞なく開示するとともに、訂正、追加、削除を求められた場合には、「個人情報保護規定」に基づいて対応します。
6. 私たちは、個人情報を適正に取り扱うために責任者を定め、職員教育を行うとともに、苦情相談窓口を設けるなど個人情報を保護する体制を設けます。

2019年6月18日

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷 吉伸

## ＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護基本方針に基づいて、個人情報の利用目的を以下の通り特定します。

### 【介護サービス利用者に介護を提供するにあたって必要な利用目的】

#### 1、虹の福祉会での利用目的

- ①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護サービスの向上

#### 2、他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
  - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・他の医療機関等への紹介及び他の医療機関からの照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち次のもの
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1、虹の福祉会での利用目的

- ①虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・虹の福祉会において行われる症例研究
  - ・虹の福祉会等において行われるボランティア、学生等の実習への協力

#### 2、他の事業者等への情報提供に係わる利用目的

- ①虹の福祉会の管理業務のうち次のもの
  - ・外部監査機関への情報提供

2019年6月18日

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷 吉伸

地域密着型特定施設サービスの提供の開始に際し、利用者及び契約者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、重要事項説明書を交付しました。

令和 年 月 日

(事業者) 住所 鹿児島市小松原1丁目15-19

名称 ケアハウスにじの郷小松原

説明者職名 施設長

説明者 竹下 順造 印

地域密着型特定施設サービスの提供の開始に当たり、私及び契約者は契約書および本書面により、事業者から重要事項についての交付と説明を受けて同意し、本重要事項説明書を受領しました。

私及び家族代表者は事業者から情報提供についての説明を受け、第三者に提供することに同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名 印

(契約者) 住所

氏名 印

(続柄)

(家族代表) 住所

氏名 印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第113条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。